

農産物の輸出拡大へ向けた全農の取り組み

残留農薬検査と農薬使用履歴の重要性

一次産業を担う農業従事者は、高齢化や担い手不足を背景に減少を続け、耕作面積も縮小しています。インバウンド需要の増加による押し上げはあるものの、農畜産物の国内消費は食生活の変化に加え、人口減少と高齢化により年々少なくなる傾向にあり、この動きは今後も続く予想されています。国内消費の縮小にともなって生産基盤の縮小が懸念されるなかで、全農は今後も成長が見込まれる海外市場に目を向け、積極的に輸出に取り組んでいます。今号では、全農の輸出の取り組みについて主要輸出先である台湾を中心に紹介します。

農林水産物・食品の輸出額推移

日本の農林水産物・食品の輸出額は右肩上がりに推移し、令和5年では1兆4,547億円、このうち加工品などを含む農産物の輸出金額は9,064億円であり（図1）、畜産物、米、青果物の輸出金額は1,546億円です。農林水産省は、この輸出額を令和7年に2兆円、令和12年に5兆円にする目標を掲げ、国を挙げて輸出拡大に取り組んでいます。青果物は、果実を中心に台湾と香港が二大輸出先国となっており（図2）、新たな需要の創造による国内生産基盤の確保や需給調整において重要な役割を担っています。また、J Aグループにおける畜産物、米、青果物の輸出額も右肩上がりに推移し、令和5年度には325億円となっています。

全農の輸出体制と取り組み

全農は、本所輸出対策部、県本部、国内子会社のJ A全農インターナショナル(株)、そして輸出先国に設立された海外子会社と連携し、産地から海外まで一気通貫の輸出体制を構築することで、J Aグループの輸出拡大に取り組む、金額も右肩上がりに推移しています。

特に、近年は青果物の輸出拡大に力を入れており、産

地における輸出に関する課題への支援も行っています。青果物は、輸入先国によって植物検疫制度や残留農薬基準が異なるため、「輸出先の輸入規制・検疫制度への対応」が産地における大きな課題となります。とりわけ、台湾は日本より残留農薬基準が厳しく、台湾へ輸出する場合は現地の残留農薬基準値に合わせた防除暦の作成とそれに基づく栽培が必要となります。

台湾の残留農薬に関する情報収集

全農の農産物検査室は、防除暦の作成支援や残留農薬検査サービスを通じて台湾など残留農薬基準が厳しい国への輸出を支援しています。

台湾の残留農薬基準と分析項目

台湾の残留農薬基準は、日本より厳しい傾向があります。特にいちごは、日本ではヘタを取り除いて分析しますが、台湾ではヘタが付いた状態で分析します（写真1）。また、台湾では、政府の公告検閲方法「多重残留分析方法（五）」（台湾の公的検査で分析対象となっている成分一覧）で410の成分を中心に検査していると考えられるため、これらの成分を含む農薬成分が残留していないかを特に注意して確認する必要があります。

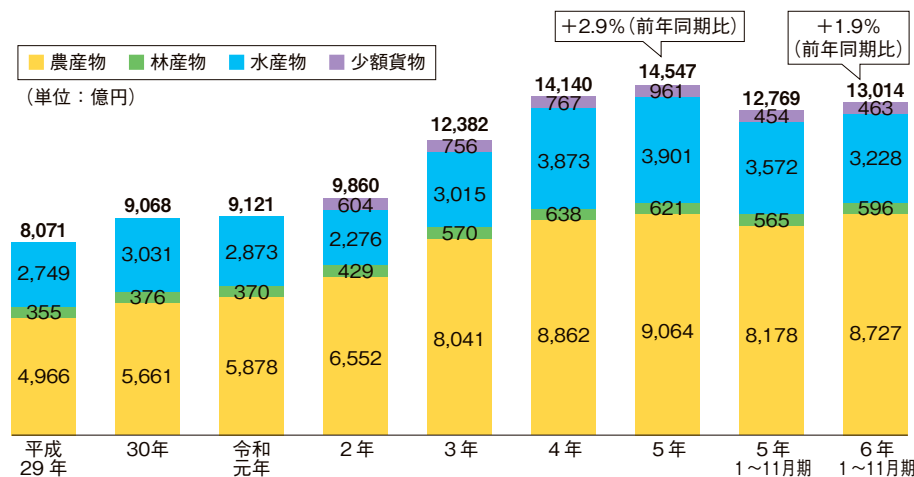


図1 日本全体の輸出実績推移 農林水産省「農林水産物輸出入情報」に基づく

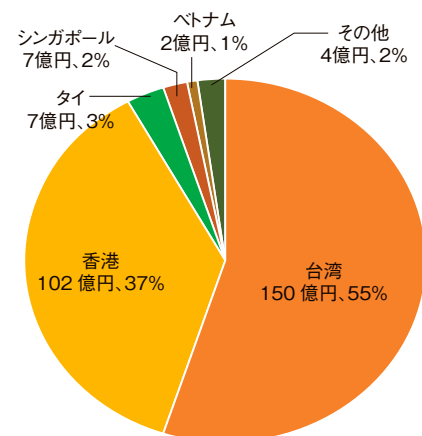


図2 果樹主要6品目*の国・地域別輸出シェア（令和5年）

農林水産省「果樹をめぐる情勢」に基づく

*：りんご、なし、もも、温州みかん、ぶどう、かき

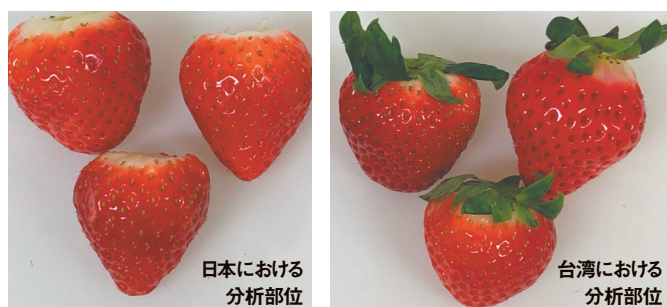


写真1 日本と台湾におけるいちごの分析部位の違い
日本ではヘタなし、台湾ではヘタ付きで分析する。ヘタには農薬が残留しやすく、ヘタがあることで農薬の残留程度が大きくなりやすい。

台湾での残留農薬基準の超過事例

残留農薬基準の超過事例は、台湾政府機関のホームページに掲載されています。違反した農作物は、写真入りで産地、検出された成分名などが公開されるため、「○○産の作物は危険」という印象をあたえる可能性があります。日本でよく使用される農薬でも台湾で残留農薬基準がない場合は「不検出」が基準となり、0.01ppmなど少量の検出でも違反になります。

残留農薬検査の流れ

全農 農産物検査室における残留農薬検査の流れを紹介します。残留農薬検査をご希望の場合は、TEL.0463-22-1902までご連絡をお願いします。

①検査内容の確認

農薬の使用履歴を入手し、どんな農薬成分が分析対象になるかを確認します。農薬成分を確認することによって、検査の所要時間や料金も算出できます。

②検査の実施

事前に「検査依頼書」をご連絡いただき、試料の送付日をお知らせください。農産物の農薬の残留程度はひとつひとつ異なるため、1kg以上を送付いただくとより正しい結果が得られます。受け取った農産物は粉碎し、農薬成分を抽出して検査します(写真2、3)。

③検査結果の報告

残留農薬検査室の迅速一斉分析法の対象成分であれば、サンプル着日を0日として5営業日以内に結果を報告しています(メールなどによる速報を含む)。なお、迅速一斉分析法で対応できない農薬成分を含む場合は、別手法での分析も必要になるため10営業日程度での報告となります。検査料金の請求書は、報告書と同時に依頼者に送付します。

最後に「農薬使用履歴の重要性」

「農薬がどれだけ残るか？」の情報のみで使用時期がわからない場合、得られる結論は「検出される場合もあれ



写真2 残留農薬を検査するため農産物を粉碎している様子



写真3 残留農薬を検査するため農薬成分を抽出している様子

ば、されない場合もある」に留まります。これが台湾で不検出が基準の農薬成分であれば、台湾への輸出を想定した栽培では「使用しないでください」しか指導できません。

一方、「どれだけ残るか？」に「いつ使ったか？」の情報が加わると、非常に強力な情報になります。例えば、育苗期に使用した農薬成分の検査の結果が「検出せず」もしくは「台湾基準以下」であったため、次年度も防除暦から外すことなく、これまでと同様に育苗期に使用して、問題なく台湾に輸出できたということが実際にありました。

ただし、「いつ使ったか？」の情報が正しいことが重要です。記帳の徹底はもちろんですが、盲点となるのは履歴が最新のものであるかです。栽培途中の履歴に基づいて残留農薬検査の対象成分を選定すると、その後に使用した農薬成分は確認されないことになり、得られた検査結果と使用時期の関係を見誤ることになります。このようなことを避けるには、生産者とJAの円滑なコミュニケーションによる最新状況の把握が必須で、産地におけるJA営農指導員の存在が極めて重要です。

農産物検査室は、これからもJAグループの輸出拡大を支援していきます。

【全農 輸出対策部 統括課、営農・技術センター 農産物検査室】